

出雲国風土記にみる宍道町

中央道郷
所遺天下
南山有下
高丈一丈
二丈五丈
一尺五寸

完道郷郡家正西廿七里所造天下大神命之追

給猪像南山有二
一長二丈七尺高一丈四寸五分
一長二丈五尺高八尺周四丈一尺

追猪大像
長一丈高四尺
周一丈九尺
其秋為石无異猪大至

今猶在故云完道

餘户里郡家正東六里二百六十步
依神龜四年
編户大二里

故云餘户也
郡山如也

野城驛郡家正東廿里八十步依野城大神坐故

云野城

黒田驛郡家同郡家西小二里有黒田村土體

色黒故云黒田旧此處有是驛即号曰黒田驛今

東属郡今猶追曰黒田号耳

完道驛郡家正西廿里説名如郷

出雲神戶郡家南西二里廿步伊特奈枳乃麻奈

子坐熊野加武呂乃命与五百津鉏二猶所取二

而所造天下大穴持命二所大神等依奉故云神

戸他都等神戸
且如之

発刊にあたって

全国でも唯一完全な形で残る『出雲国風土記』は、天平5年(733)に書かれた地誌で、今から約1,250年前の「出雲国」を生き生きと伝える古代の玉書です。

行政、伝承、産業、寺社、防備、交通、自然環境などが体系的にまとめられており、古代の文献史料が少ない中で、多くの貴重な情報を私たちに語りかけています。宍道町の古代史像も、この『風土記』によっておぼろげながら復元していくことができるのです。

『風土記』をとおしての古代宍道の復元はいくつかの場面で部分的には試みられていますが、今回は改めて現在の宍道町域全体にスポットをあて、『出雲国風土記』を読み解いてみました。本書を手がかりに宍道町の古代に想いを馳せていただければ幸いです。

発刊にあたり、快くご執筆いただいた皆様に心よりお礼を申し上げます。

宍道町教育委員会

目 次

1. 『出雲国風土記』のなりたちと宍道町	
(1) 『風土記』の成立	1
(2) 『風土記』の特徴	2
(3) 『出雲国風土記』の成立	3
(4) 『出雲国風土記』にみる宍道町	4
2. 地名の起こりと神の社	
(1) 地名の起こり	10
(2) 神の社（ヤシロ）	14
3. 『出雲国風土記』に描かれた宍道の自然	
(1) 来待川	19
(2) 宍道川	27
(3) 入海	28
4. 『風土記』時代の交通	
(1) 古代山陰道と駅	32
(2) 駅家郷の人々	38
(3) 宍道駅家と古代の宍道	39
(4) 来待橋	40

1. 『出雲国風土記』のなりたちと宍道町

(1) 「風土記」の成立

私たちがよく耳にする「風土記」とは、いったいどういうものなのでしょう。『続日本紀』と呼ばれる歴史書によると、和銅六年（西暦713年）五月、天皇から

- ①郡・郷の名に好い字（漢字二字で表記）をつけよ。
- ②郡内の物産品目を列挙せよ。
- ③土地の肥沃程度を記せ。
- ④山川原野の名の由来を記せ。
- ⑤土地の伝承を記せ。

という、五項目の要求が全国に発せられたことがわかっています。

この詔（天皇の命令）に応じて各国から提出された報告書を、のちに、それぞれの国の「風土記」と呼ぶようになりました。「風土記」とは中国の書物になったことばで、地誌を意味しています。

当時の60余りの国がすべて「風土記」を提出したかは明らかではありませんが、逸文と呼ばれる部分的な引用が多く残っていることから、ほとんどの国で編集されたことが推測されています。

しかし、現在伝わるものは、常陸（茨城県）、播磨（兵庫県）、出雲、豊後（大分）、肥前（長崎県・佐賀県）の五か国のみで、うち、完全な形で残るのは『出雲国風土記』だけです。

(2) 「風土記」の特徴

現存するものをみると詔から二年以内に提出した常陸、播磨、約二十年後に提出した豊後、肥前、早く提出したものが失われ、再提出したとの説もある出雲など、「風土記」の成立時期は様々です。また、詔にみられる五項目の報告についての受け止め方もまちまちで、国によって重点の置き方が異なっています。

一方、記述方法は若干の地域性をもちながらも、いずれも当代の知識層の手法である漢文を基本としており、国々の神話、伝承、地理、生活が知られるだけではなく、地方官人の学問的、文学的水準をも伝える貴重な資料と言えましょう。

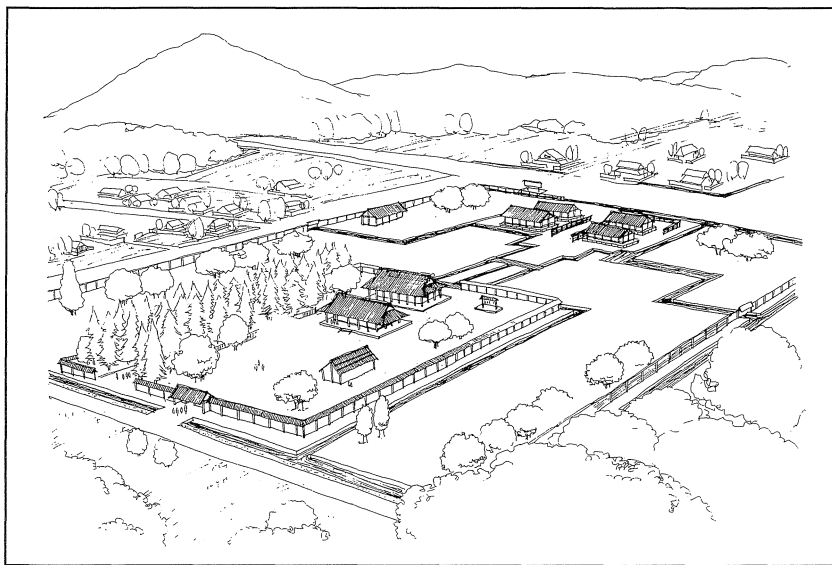


図1 出雲国庁周辺のイメージ図(『八雲立つ風土記の丘整備計画構想』島根県教育委員会)

(3) 『出雲国風土記』の成立

『出雲国風土記』は、今に伝わる五か国の『風土記』の一つで、その中でも唯一完全な形で残されています。

巻末に「天平五年二月三十日勘造」と書かれていることから、西暦733年に作成されたことが知られています。編者は意宇郡の長官で、出雲国造を兼ねていた出雲臣広嶋と秋鹿郡の神宅臣金太理の二人でした。各郡の記事は郡の最後に署名している郡の役人が作成したと考えられます。

主な内容としては、次のようなことが記されています。

【地勢と景観】

主な湖、島、川、山、池などについて細かく記されています。

【出雲国の行政の実態】

国(国庁)、郡(9)、郷(62)、余戸(4)、駅家(6)、神戸(7)などの行政機構が知られています。

国庁(国司が政治をとる役所)

郡(意宇、島根、秋鹿、楯縫、出雲、神門、飯石、仁多、大原の9郡で、郡司が政治をとる郡家が置かれていました)

郷(郡の中の行政単位)

余戸(郡の中の行政単位の一つ)

駅家(役人が公務に使う馬と宿泊施設を備えた役所)

神戸(熊野大社、杵築大社(出雲大社)にかかわる地所)

【通道と防備】

古代山陰道をはじめ主要道と要所に関が設けられるとともに、軍団(意宇、^{くまたに}神門、熊谷)、緊急時に^{のろし}狼煙をあげた^{とぶひ}烽が知られています。

【産業】

鉱物・草木・禽獣・魚虫などが記されています。

【神社】

中央政府の管轄する大社2(熊野、杵築)、小社182とその他の社215の合計399社が知られています。

【寺院】

^{きょうこうじ}教皇寺(意宇郡^{とねり}舎人郷)と10の^{しんぞういん}新造院が知られ、建物、建立者、僧の数などが載っています。

【地名伝承】

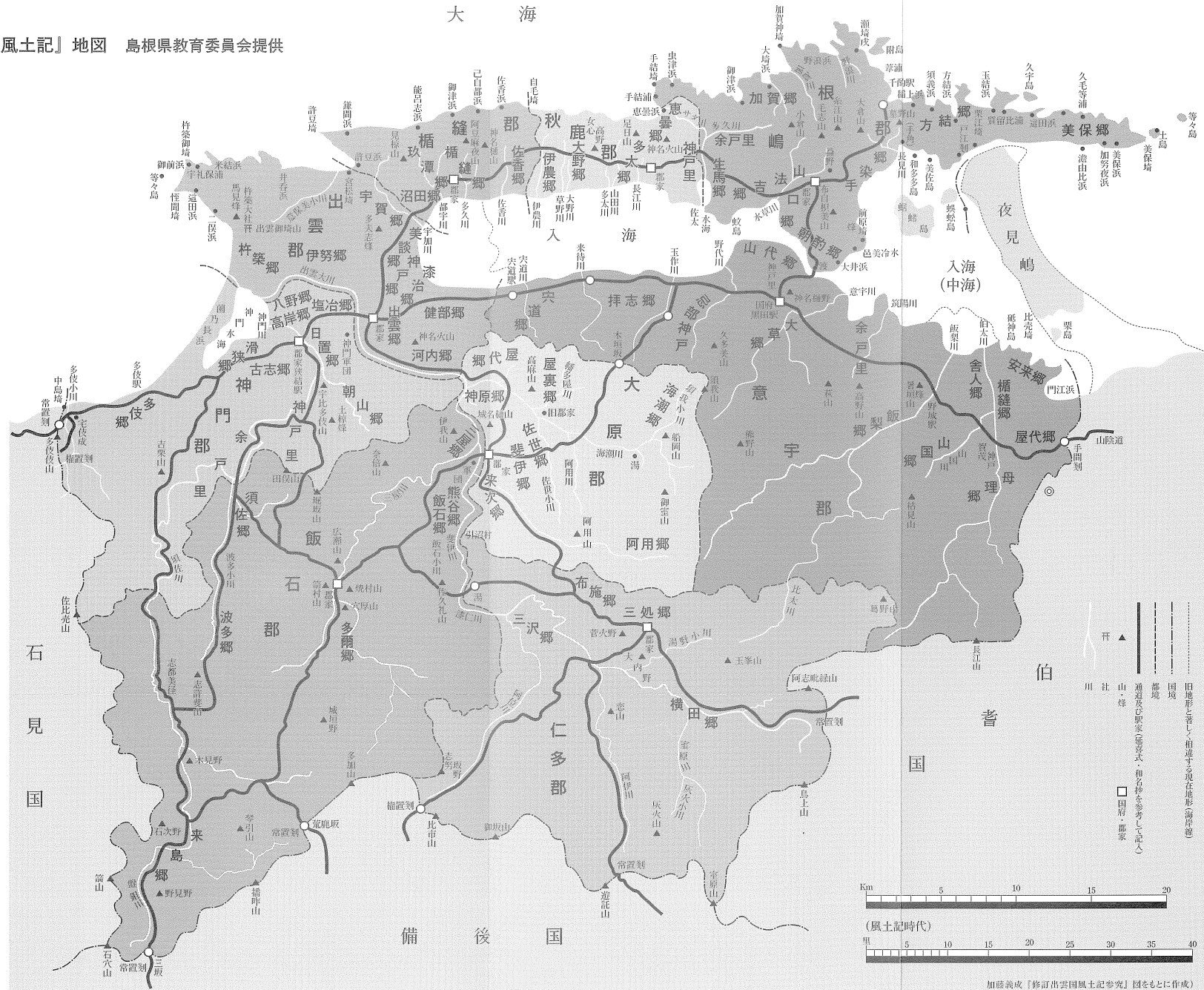
意宇郡の冒頭にある^{やつかみずおみつめのみこと}八束水臣津野命の「国引き神話」や^{あめのしたつくらししおおかみのみこと}所造天下大神命^{おおなもちのみこと}大穴持命(大国主命)^{おおくにぬしのみこと}にかかるといえる神話、伝承が多く、他の「風土記」に比べると天皇に関する記事が少ないといえます。

(4)『出雲国風土記』にみる宍道町

『出雲国風土記』によると、現在の宍道町の町域は意宇郡の宍道郷(大字宍道、^{はくいし}白石に相当)、^{ししぢのうまや}宍道駅(大字^{さそう}佐々布に相当)、^{はやしのさと}拝志郷の一部(来待地区に相当)、出雲郡^{たけるべのさと}健部郷の一部(大字^{いじみ}伊志見に相当)が該当します。

宍道郷は意宇郡の郡役所である郡家(松江市^{おおくさちょう}大草町にあった国庁に

図2 『出雲国風土記』地図 島根県教育委員会提供



加藤義成『修訂出雲国風土記参究』図をもとに作成

隣接)からの距離は真西37里(19.778^{*_ロ})と記され、その中心は現在の大字宍道のあたりと推定されています。

宍道駅は郡家からの距離は真西38里(20.312^{*_ロ})と記されており、今の大字佐々布字^{さそうしも}佐々布下あたりだと考えられています。公の施設である宍道駅には役人が公用に使う馬五匹と宿泊施設が備えられ、地元有力者である駅長やその配下の駅子が、管理にあたっていました。

また、拝志郷は郡家からの距離は真西21里210歩(11.6^{*_ロ})と記され、その中心は今の玉湯町大字林本郷^{はやしほんごう}あたりだと考えられています。

ちなみに、当時の郷はほぼ五十戸から編成されており、一戸が平均25人の大家族だったようです。仮に当時の宍道町域の戸数を2郷前後の100戸とすると、西暦733年頃の人口は約2,500人と推定されるところです。(現代の宍道町の人口は約10,000人)

宍道、拝志、健部という地名伝承については『出雲国風土記』に次頁のように記してあります。

なお、宍道郷の解説については第二章(P10～)で詳しく述べてみましょう。

はやしのさと
【**拝志郷**】（解説 P10）

拝志郷。郡家の正西二十一里二百十一歩なり。
あめのしたつくらししおおかみのみこと 所造天下大神命、こし やくち ことむ 越の八口を平けむとしていで幸ましし時、此
 の処はやししげの樹林茂盛れり。爾その時、詔りたましく、「吾が御心の波夜
 志（栄し）」と詔りたまいき。かれ故、林といふ。じんま〔神龜三年に、字を拝
 志と改む。〕即ちしょうそう正倉あり。

ししちのさと
【**宍道郷**】（解説 P10）

宍道郷。郡家の正西三十七里なり。所造天下大神命あめのしたつくらししおおかみのみことの追ひ
 たましし かついし猪の像、南の山に二つあり。〔一つは長さ二丈七尺、高さ
 一丈、めぐり周り五丈七尺。一つは長さ二丈五尺、高さ八尺、周り四丈一
 尺。〕猪を追ひしかつ犬の像、〔長さ一丈、高さ四尺、周り一丈九尺。〕
 其の形石となりて、猪と犬と異なることなし。今に至りてもなお猶あり。
かれ故、い宍道と云ふ。

たけるべのさと
【**健部郷**】（解説 P14）

健部郷。郡家の正東一十二里二百二十四歩なり。先にうやのさと なづ宇夜里と号
 けし所以は、ゆえ宇夜都う や つべのみこと弃命、其の山峯みね あも まに天降り坐しき。即ち彼の神
 の社、今に至るまで、なおこ猶此の処まに坐せり。故、かれ宇夜里と云ふ。而る
 に後に改めてたけるべ なづ健部と号くる所以は、まきむくのひろのみやにあめのしたらししめしすめらみこと纏向檜代宮御宇天皇（景
 行天皇）、の勅りたまひしく、「朕が御子ちん倭健命やまとたけるのみことの御名を忘れじ」
 とのりたまいて、健部を定め給ひき。爾の時、そ神門臣かむどのおみ こみ古弥を健部と

定め給ひき。^{すなわ}即ち健部臣等、古より今に至るまで、猶此処^すに居めり。
故^{かれ}、健部と云ふ。

(出典 加藤義成『出雲国風土記参究』)

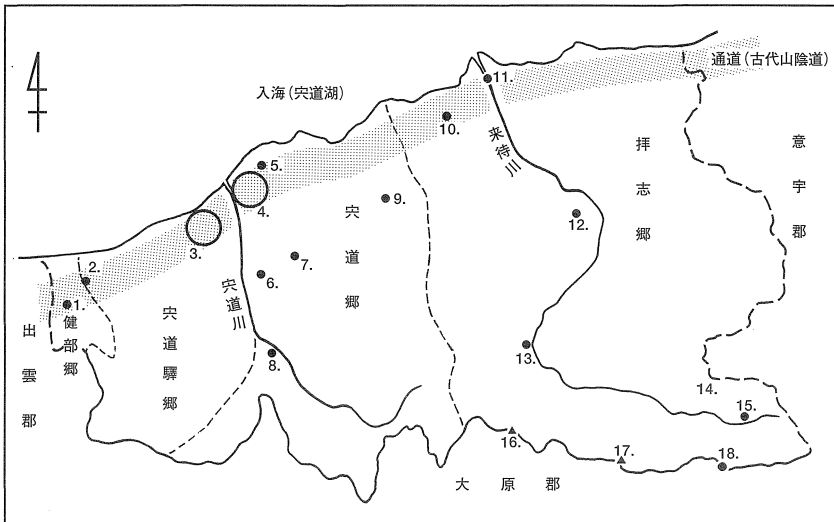


図3 宍道町内の『風土記』関連推定地(複数の推定地がある場所は併記)

- 1.伊自美社(伊基神社) 2.佐雑埼、佐雑村 3.宍道駅家 4.宍道郷家
- 5.宍道社(氷川神社) 6.猪石(女夫岩) 7.狭井社、狭井高守社(佐為神社)
- 8.宍道社(大森神社) 9.宍道社、猪石、犬石(石宮神社) 10.宇由比社(宇由比神社)
- 11.来待橋 12.支麻知社(来待神社) 13.山田村(菅原地区) 14.和奈佐山
- 15.(和奈佐神社) 16.幡屋山(馬鞍山) 17.木垣峰(八重山) 18.木垣坂(遠所越)

2. 地名の起こりと神の社^{やしろ}

(1) 地名の起こり

1章で述べたように、現在の宍道町の辺りは、意宇郡の^{はやし}拝志郷、宍道郷、^{うまや}宍道駅、出雲郡の^{たけるべ}健部郷などいくつかの地域に分かれていたことが分かります。これを現在地に当てはめるとおよそ次のとおりです。

意宇郡^{はやし}拝志郷＝町のおよそ東半部で、来待地区周辺

宍道郷＝町のおよそ西半部で、佐々布と伊志見を除いた周辺

宍道駅＝佐々布地区周辺

出雲郡健部郷＝伊志見地区周辺

さて、これら地名の起源を、『風土記』は大変興味深く伝えていています。順に読み進めていきましょう。(読み下し文はP 8～9)

^{はやしのさと}
拝志郷

簡単に言えば、「天下を造られた神様が、北陸は^{こし}越の^{やぐち}八口を平定しようとお出かけになったとき、この土地に樹林がよく繁っていた。その林を見て感動し、『なんと、私の心を栄えばえとさせてくれる林だなあ』と仰ったという。そこで地名をハヤシというのである。」といったところです。現在も玉湯町には林の^{はやし}地名が残っています。

^{ししちのさと}
宍道郷

次は町名にもなっている「宍道」の由来です。

いろいろな解釈がありますが、ここでは、「天下を造られた神様が狩りをされ追いかけられた猪の像が、南の山に二つある（大きき

～省略～)。猪を追いかけた犬の像もある(大きさ～省略～)。その像は、どちらも石となっていて、猪や犬と異ならない。それが、現在もそのまま存在する。そこで、猪の像にちなんで、宍道(シシヂ)という。」と訳しておきます。

簡単に言えば、「神様が犬とともに猪狩りをされた。その時の犬と猪が石となって今もちゃんとある。そこで宍道という。」となります。何ともユニークな神話です。

さて、ここで注目されるのが、今登場した猪と犬の形をした石です。なんと、この地名の起源と思われる石が、約1250年の時を越え現在に伝えられているのです。それが、大字白石字宍岩にある「女め夫岩おといわ」(写真1)と大字白石の石宮神社にある「猪石はくいし、犬石いしみやじんじゃ」(写真2, 3)です。両者については、江戸時代の頃からどちらが本当の犬像、猪像なのか議論されてきました。

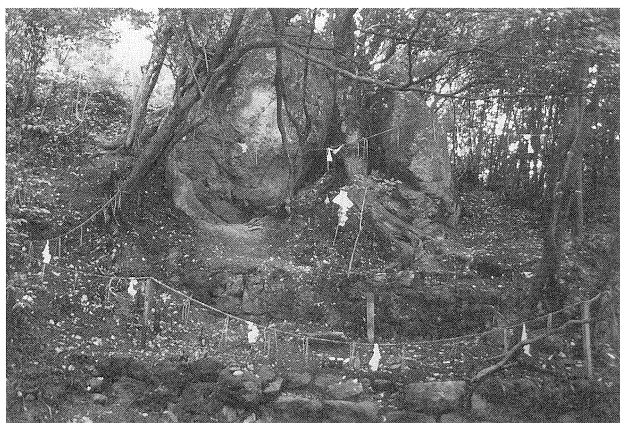


写真1 女夫岩(宍道町大字白石)

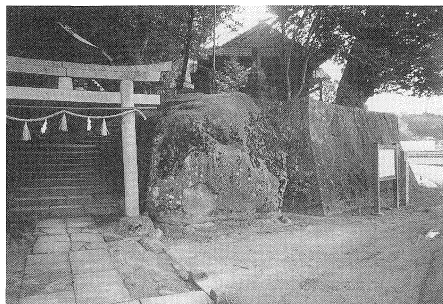


写真2 「猪石」の一つ(石宮神社・宍道町大字白石)



写真3 犬石(石宮神社・宍道町大字白石)

その主な説には、

- ①石宮神社拝殿後に御神体として祭られている石を犬、境内の複数の巨石を猪とする説
- ②女夫岩と呼ばれる二つの巨石を猪とし、犬は不明とする説
- ③石宮神社の御神体の石を犬とし、猪は女夫岩とする説

などがあります。

それぞれ、『風土記』に「南の山」とある方位や立地、また石の大きさ、伝承された地名、岩石の形状などを根拠としています。しかし、今に至るまで明確な答えは見つかっていません。おそらく、今後もそう簡単に決着することはないでしょう。

しかし、重要なのは「女夫岩」、「石宮神社」ともに古代以来、人々が自然を敬い崇め祭ったことを物語るかのように、神聖な場所として今も祭られていることです。そして地域の人々が大切に護り継ぎ、語り継いできたことです。自然環境、歴史的文化的環境の大切さが見直される今日、私たちに何かを教えてくれるような気がします。

それにしても、今の町名のルーツが奈良時代の書物にさかのぼるとは、歴史の重みを感じさせますね。

コラム 女夫岩遺跡の調査

平成8年7月に島根県教育委員会と宍道町教育委員会の合同で女夫岩の周辺のトレンチ調査（試し掘り）が行なわれました。その結果、女夫岩を仰ぐ下方斜面より古墳時代後半（約1400～1600年前）の須恵器すえぎや土師器はじぎの高坏たかづきといった土器が出土しました。周囲の地形状況からこの土器類は住居跡や古墳に伴うものとは考えにくく、女夫岩のお祭りの時に使った土器が流れ落ちてきたと思われます。つまり、女夫岩は古墳時代にはすでに信仰の対象としてお祭りが行われていた可能性が高いことがわかりました。平成9年3月、この遺跡は貴重な祭祀遺跡さいしとして県の史跡に指定されました。

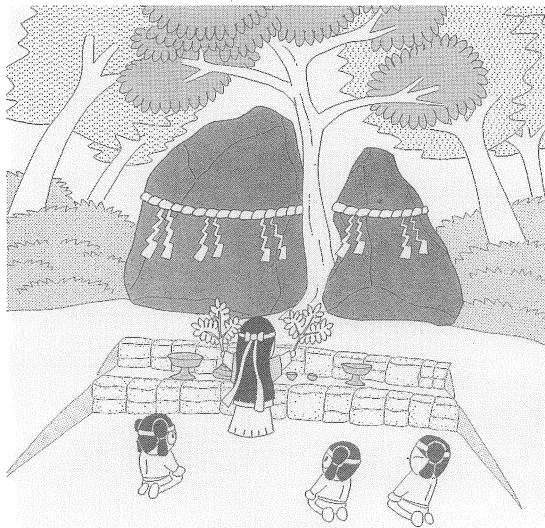


図4 古代のおまつり（想像）

ししちのうまや
宍道駅

宍道郷の西隣の辺りとされています。地名の由来は、宍道郷と同じであると『風土記』は書いています。(駅については、4章を参照)

いずもぐん たけるべのさと
出雲郡 健部郷

現在の斐川町東南部と宍道町伊志見地区辺りがここにあたりとされています。風土記には、

「前にこの郷を宇夜里うやのさとと呼んでいたのは、その昔、ウヤツベノミコトという神がこの里の山の峰に天から降りてこられたからだ。その神を祭る社が、今もこの場所に鎮座している。それで宇夜里といった。

しかし、後にこの郷を健部けんぶというようになったのは、景行天皇けいこうが、『私の皇子ヤマトタケルノミコトの名を忘れないようにしたい』と仰って健部という姓を定められた。その時カンドノオミコミという人物を健部に定められたのである。それで、この健部臣たちは、昔から今までこの郷に住んでいる。そこで、この郷を健部というのである。」

と記されています。大和政権やまとせいけんと出雲地方との政治的な関係を物語るようで興味深い記述です。ちなみに、斐川町には武部(タケベ)という地名が残っており、健部との関わりを想像させます。

(2) 神の社 (ヤシロ)

『出雲国風土記』によれば、当時の出雲国に神社 (カミノヤシロ)

が399箇所あったことと、郡別にそれぞれの社名がわかります。399箇所のうち、184箇所は「神祇官じんぎかんに在りあ」とされ、215箇所は、「神祇官じんぎかんに在らず」とされています。「神祇官」とは、律令国家において太政官だじょうの上に置かれた国家的な祭祀をつかさどる国の機関で、神祇官に在り・在らずとは、その国の機関に登録されていた、いわゆる官社か否かを示すと言って良いでしょう。

さて、当時のヤシロは、果たしてどのようなもので、どんな場所に祭られていたのでしょうか。

実は、これら古代のヤシロの実像については、いまだ不明な点が多いのです。ただ、『風土記』を読むかぎり、ヤシロとは必ずしも立派な建物からなる神社をさすのではなく、山や森や林や岩石など古代の神々が宿る様々な聖なる場所、神の坐す空間いまを表した言葉と言えるようです。

古代以来、神々を祭る社会・人々・場所・方法、対象（祭神）、信仰形態は多くの変遷を経て今日に至っています。したがって、今に伝わる神社とその名称を直ちに『風土記』の記載と比較検討することは、どうしても無理が生じます。

このことを十分理解したうえで、風土記の社（ヤシロ）と現在の宍道町内のいくつかの神社の関係に触れておくことにします。

まず、「神祇官に在り」とされたものをあげます。

きま ちしや
支麻知社

現在、大字上来待にある来待神社とされています。御祭神は太

ものぬしのみこと ことしろぬしのみこと いそたけのみこと
 物主命、事代主命、五十猛命です。来待の地名が残っているだけに、この地域のどこかで祭られていたと考えると良いでしょう。

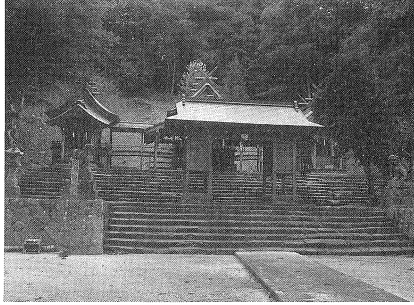


写真4 来待神社（宍道町大字上来待）

ししぢしゃ 宍道社

現在の大字白石のいしみや おおもり 神社、大字宍道のひかわ ごう
 祀されたみさき三崎神社などが、これにあたと諸説言われています。

地名を社の名にもつだけに宍道郷辺りで祭られていたことは推定
 できます。女夫岩もその候補としてあげておくべきでしょう。



写真5 大森神社（宍道町大字白石）

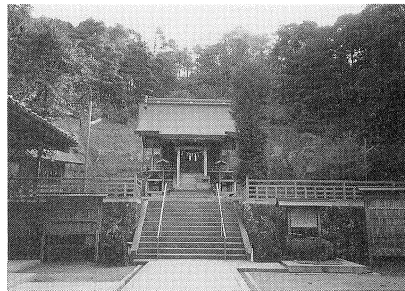


写真6 氷川神社（宍道町大字宍道）

さいしや
狭井社

現在、大字白石字宮に鎮座する^{さい}佐為神社とされています。御祭神は^{ざる た ひこのみこと}猿田彦命です。



写真7 佐為神社（遠景）
（宍道町大字白石）



写真8 字高森付近（遠景）
（宍道町大字白石）

さいたかしや
狭井高社

現在は佐為神社の境内に^{あめのうずめのみこと}天宇受売命を祭るのがそれであると言われています。ただし、谷を挟んだ向かい側の丘陵に字名で高森の地名が残っており、旧社地の存在を思わせます。

いじみしや
伊自美社

現在、大字伊志見字宮原に鎮座している^{いじみ}伊甚神社とされています。御祭神は武御名方命、大年神、稻倉魂命です。なお、現伊甚神社の南方の谷奥にあたる丘陵には、字元宮



写真9 伊甚神社（宍道町大字伊志見）

の地名が残っており、旧社地の存在を思わせます。

次に、「神祇官に在らず」とされたものをあげます。

宇由比社

現在の大字西来待字イノ坂に鎮座する宇由比神社とされています。現鎮座地周辺の鬱蒼とした森は、何となく古代的な印象を私たちに与えてくれます。



写真10 宇由比神社 (宍道町大字西来待)

風土記の社の問題は、まだまだ解明すべき点が残されています。

今後は、文献史学だけではなく、発掘調査など考古学からの探究も必要になると考えています。名を変え、形を変えてはいますが、『風土記』時代の社が、今も地域の人々によって豊かな自然の中に祭られていることは注目してよいでしょう。

3. 『出雲国風土記』に描かれた宍道の自然

『出雲国風土記』は、奈良時代の出雲の国の様子が事細かに描かれた地誌です。特に、当時の自然環境についての記述が、大きな割合を占めています。描かれた内容は、山、川、池、海岸、湖岸、島といった地理的内容とそこに棲む鳥獸や魚貝類、繁茂する草木、産出する産物など、多岐にわたっています。

現在の宍道町の自然環境については、意宇郡の項に記されています。宍道町に関わる項目をあげてみましょう。

- ・来待川……現在でも来待川と呼ばれています。
- ・宍道川……現在、佐々布川と呼ばれている川のことと思われます。
- ・入海………中海、宍道湖をあわせてこう呼んだようです。
- ・和奈佐山……来待川の源流として記されています。
- ・幡屋山………宍道川の源流として記されています。
- ・木垣峰………大原郡と意宇郡の境として記されています。
- ・佐雑崎………出雲郡と意宇郡の境として記されています。

それでは、風土記に記されたそれぞれの山や川などについてお話ししていきましょう。

(1) 来 待 川

「来待川。源は郡家の正西二十八里なる和奈佐山より出て、西に流れて山田村に至り、更に折れて北に流れて入海に入る。年魚あり。」
和奈佐山は、現在の和名佐地区の北側にある山のことでしょう。来

来待川はこの山を源流に西に向かって流れ、山田村に至るとあります。それでは山田村とはどこなのでしょう？現在の地図をみても、山田村という地名はありません。川の流れから推測してみると、西向きに流れていた川が菅原地区付近で北向きに流れを変えていることがわかります。したがって、山田村とは現在の菅原地区あたりにあった集落のことと考えられます。そして川は入り海に入るとありますが、入海とは今でいう宍道湖のことです。また、年魚^{あゆ}ありとありますが、年魚とは淡水魚の鮎のことです。来待川では鮎が捕れていたようです。

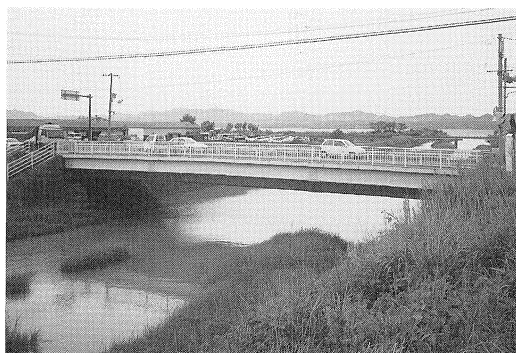


写真11 現在の来待橋と来待川河口付近

以上のように、川の様子が今とほとんど変わらないことがわかります。特に、来待川や来待橋という名前自体が、はるか奈良時代の昔から全く変わっていないことに驚かされます。

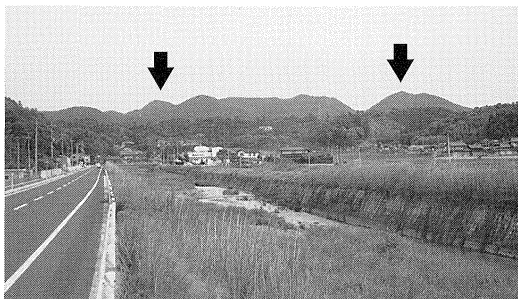


写真12 来待川と木垣峰 (左↓部分：八重山)、幡屋山 (右↓部分：馬鞍山)

【エッセイ 風土記を片手にきまちがわをゆく】

1998年正月、わたしたちは曇り空の下、『風土記』を手に来待川河口の川岸に立ち、1200年以上も前の来待川の風景を思い浮かべています。(当時の来待川の風景はどんなものだったのだろうか...今の来待川に当時の面影を見ることはできるのだろうか?) こんな疑問を胸に、古代人に出会うべく来待川を河口から源流へと全長7.4kmを旅してみることにしました。

「このあたりは近代的だなあ...」なにも来待川に限ったことではありませんが、来待川の下流はコンクリートでしっかりと堤防が造られています。洪水を防ぐためにも、仕方がないことではあります。「鮎はいるかな...」今はもう鮎はいないようです。でも、鴨が魚を捕っていました。「うーん、来待川の河口は広い。」振り返ると宍道湖が見えます。当時の来待川はどのくらいの幅があったのでしょうか? 今の来待川は国道9号線が横切っていますが、当時は旧山陰道が通っていました。『風土記』には来待川にかかっていた橋が記されています。その名も来待橋。『風土記』によると、来待橋は長さ八丈とあります。これはおよそ24mなので、やはり当時もかなり広かったようです。わたしたちは線路を渡り、左手に来待ストーンを望みつつ道を南へ向かいました。

「お、温泉があるぞ!」すこし川を溯ると、来待温泉があります。川沿いには桜が植えてあり、春には満開の花を咲かせることでしょう。でも今は真冬だから少し寂しい。「この温泉は『風土記』に載ってたかな?」来待温泉は『風土記』には記されていません。ちなみに『風土記』には玉造温泉(玉湯町)・海潮温泉(大東町)・湯村温泉(木次町)の3ヶ所が紹介してあります。

「ああ、このあたりは趣があるなあ。」来待小学校を越えて上来待にきました。川幅はとて狭いのですが、川はコンクリートじゃなくなりました。この辺りは当時の面影のままなのかもしれません。「あの山は、ひょっとして和奈佐山かな？」この谷の向こうには形のいい山々がそびえています。でも、川の源流の和奈佐山はここからもっと東に行かないと見えません。ようし、わたしたちは和奈佐山目指してさらに川を溯りました。

「あれは菅原天満宮だ。ちょっと休憩がてらに寄っていこうかな。」菅原天満宮は初詣で客で賑わっていました。この菅原周辺が『風土記』でいう山田村なのでしょう。この付近から川は急に東側に折れており、まさに記述通りといえます。「ほう、うまそうだなあ。」山田村の民家の軒先に柿が干してありました。この辺りの谷はかなり開けており、たくさん民家や水田が広がっています。道沿いには菅原道真のいわれのある梅の木もありました。菅原道真は平安時代の人だからさすがに『風土記』には載っていません。でも、どんな花が咲くんだろう。わたしたちはタコ焼きを買い、上流に向かってまた歩き始めました。

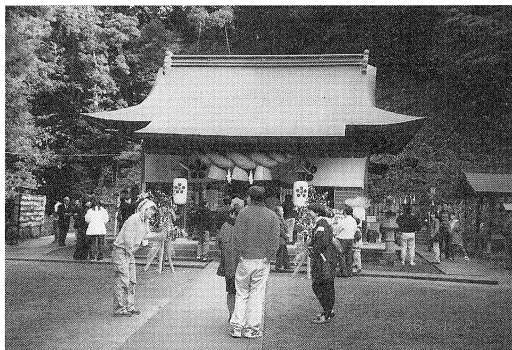


写真13 菅原天満宮

「険しくなってきたぞ。」さらにさかのぼって小林地区まで来ました。だんだん谷が深くなり、来待川もだいぶ小さくなってきました。川の両側には田んぼが広がっています。この川岸に立つと、まるでわたしたちも古代人と同じ風景を見ている気がします。古代人たちはどんな暮らしをしていたのでしょうか？。川の流れる音が心地よく身体に響いてきました。

「あれ、なんだあれは？」道に戻ると、道沿いに標石が立っていました。その標石は真ん中に道と大きく刻んであります。どうやら明治32年から35年にかけて、この道を改修したことを記念したものであるようです。

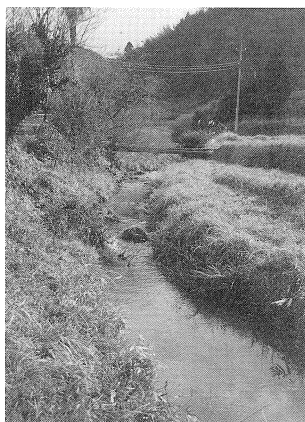


写真14 来待川上流（小林地区）



写真15 道標（小林地区）

「ん、あの煙はなんだろう？」この道の向こうでは炭焼きが行われていました。出雲地方は古くからタタラ製鉄が有名です。製鉄には大量の炭が必要なので、当時もあちらこちらで炭焼きが行われていたと思われます。事実、『風土記』には製鉄を匂わせる記述があります。それを裏付けるように、宍道町の^{はくいしおおたに}白石大谷Ⅰ遺跡からは7世紀の炭窯が、玉湯町の出雲玉作遺跡の玉宮地区からは奈良時代の製鉄炉が見つかっています。「ふう、暖かいなあ！」炭焼きを見学したわたしたちは、さらに谷の奥

へと向かいました。

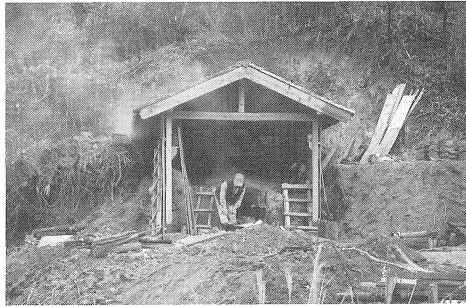


写真16 炭焼き風景

「ありゃー、なんだこれは!？」再び目の前に迫ったのは、3面コンクリート張りの来待川でした。もう川には見えません。でも、ついに和名佐地区までたどりつきました。この向こうに見えるのが馬鞍山まぐらです。ここから川と道は大東の遠所方面えんじよと、玉湯町の大谷方面おおだにの2つに別れていました。

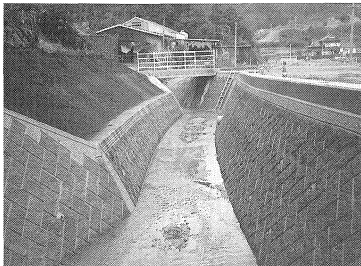


写真17 来待川 (和名佐地区)



写真18 和名佐山付近 (和名佐地区)

「そうだ！遠所方面に行ってみよう。」この遠所には当時の大原郡の郡家ぐわんけに向かう通道かよいじが通っていました。今もそうですが、当時、遠所は意宇郡と大原郡の境であり、『風土記』には木垣坂きぎざかと記載されています。古代人たちが遠所を越えて行き来する様子がなんとなく思い浮かぶよう

です。「そうそう、川はどうなったかな？」来待川はなんと和名佐地区の民家の脇を水路のように流れていました。川の幅は50cmくらいになり、林の奥に続いていました。「うーん、ここから先は無理だな...。」民家の飼犬が、怪しい奴がいるとばかりに吠えかかってきました。思わず犬のふんを踏んづけてしまいました。「あー、そろそろ帰ろう。」

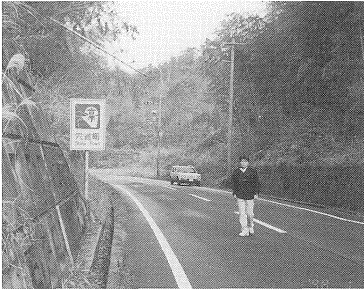


写真19 郡境の峠(推定「木垣坂」)



写真20 来待川上流

たかだか数kmの短い旅でしたが、わたしたちは来待川とともにいろいろな風景を見ることができました。この川にもしっかりと歴史が刻まれていることを実感しました。川のながれは、まるで時代のながれのようなのです。この来待川も奈良時代、いやもっと太古の昔から現在まで絶えることなく流れ続けてきました。我々はいこれらの自然や歴史をどのような形で未来へ引き継ぐことができるのでしょうか。そんなことを考えながら、わたしたちは再び入海に向かって歩き始めました。



図5 来待川を行く

(2) 宍道川

「宍道川。源は郡家の正西三十八里なる幡屋山より出て、北に流れて入海に入る。魚なし。」

現在は宍道川という川はありませんが、今の佐々布川を指すと思われます。幡屋山とはどの山でしょうか。佐々布川は宍道町の金山付近から流れており、幡屋という地名は大東にあるので、幡屋山は宍道町と大東町幡屋の境の馬鞍山のことと考えられます。川は来待川と同様に北に流れて宍道湖に入るとあります。「魚なし」とあるのは魚がいなかったのではなく、租税として献上できるような魚は捕れなかったと解釈できるでしょう。



写真21 佐々布川（宍道川）河口付近

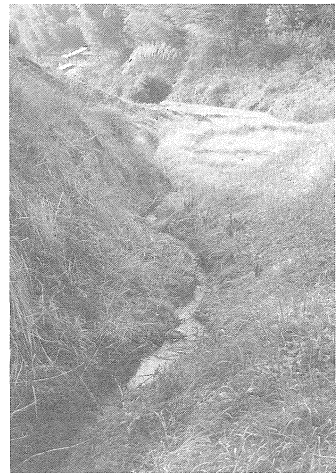


写真22 佐々布川上流

また、『風土記』の別の箇所には、佐々布には佐雑埼ささふのさきという御崎があり、当時は、この御崎が意宇郡と出雲郡との境であると記されている。

ます。この佐雑埼は大字佐々布と伊志見の間の出鼻ではないかと考えられていますが、現在の湖岸線からはよくわかりません。



写真23 大字佐々布と伊志見境の出鼻（佐雑埼）

(3) 入海

宍道町の北側に広がる宍道湖は、『出雲国風土記』には「入海」として記されています。現在の安来市や東出雲町を流れる川もすべてこの入海に流れ込んでいますので、宍道湖と中海を合わせた名称であったことがわかります。『風土記』の記述によると、現在は陸続きの弓が浜半島が島として、記されていることから、中海は南北の両側で海につながっていたようです。そのせいでしょうか、当時の宍道湖は今よりも塩分濃度が高かったようで、今では見られないような海に棲む生物も記されています。「入海」という呼び名もそのあたりに起因するのでしょうか。

当時の湖岸の景観を思い浮かべることのできる記述が、「蚊島（現在の嫁ヶ島のことと考えられます。）」の項に見ることができます。

「茲^{ここ}より以西^{にし}、浜^が、或るは峻^さ嶮^がしく或るは平^た土^{ひら}にして、並^{なら}びに是^これ通^{かよ}
道^{みち}の經^{とほ}る所なり。」

嫁ヶ島のある野代^{のしろ}のあたりから西は、山が突き出して険しかったり、平坦な平野があったりする、という意味です。確かに、今でも松江から西の玉湯町から宍道町にかけては、低い山と谷が交互にあります。今は山を切り開いて道が通っていますが、当時は繰り返し岬のように山が湖に突き出ていて、大変だったのでしょう。

入海^すに棲む鳥や魚類は、秋鹿郡^{あいか}のところで説明されています。

「南は入海にして、春には則ち鮠^{なよし}魚^{すずき}・須受^ち枳^に・鎮^{えび}仁^の・鯧^の鰕^の等の大き
小さ^{くさ}き雑^ざの魚あり。秋には則ち白^{くぐひ}鵠^{かり}・鴻^{たかべ}雁^の・鳧^の・鴨^の等の鳥あり。」

鮠魚はボラ、須受枳はスズキ、鎮仁はチヌ、鯧鰕はエビのことを指すと考えられます。いずれも今の宍道湖でも見ることができますが、シジミやアマサギの名前がないのが不思議です。今より塩分濃度が高かったのが関係しているのかも知れません。白鵠はハクチョウ、鴻雁は雁^{かり}類、鳧はコガモ、鴨はマガモのことと考えられ、これらも宍道湖で見ることができます。奈良時代の人々も、湖の幸に舌鼓を打ち、冬鳥の飛来に季節の変化を感じたことでしょう。

来待川と入海（宍道湖）の魚類

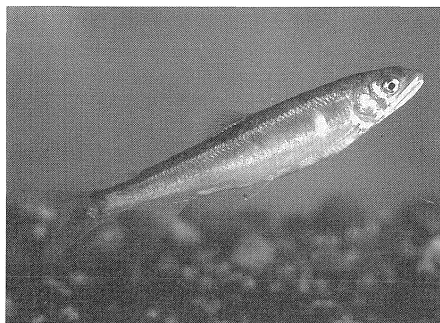


写真24 ^{あゆ}年魚（鮎 アユ）

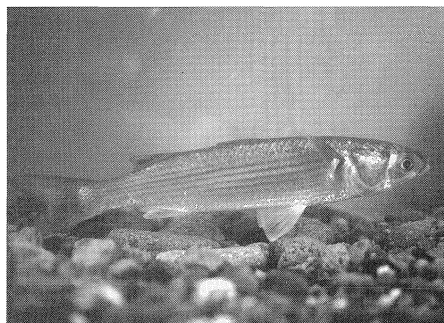


写真25 ^{なよし}鯯魚（鯯 ボラ）

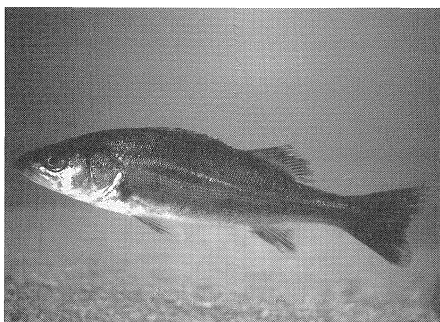


写真26 ^{すずき}須受枳（鱸 スズキ）

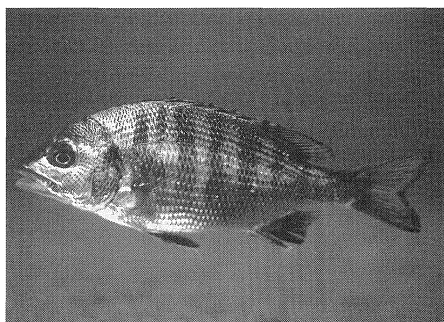


写真27 ^{ちにし}鎮仁（茅渟 チヌ）

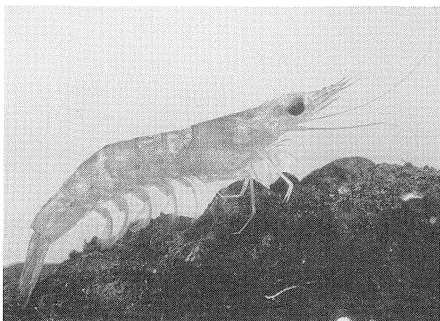


写真28 ^{えび}鱧鰻（海老 エビ）

入海の鳥類

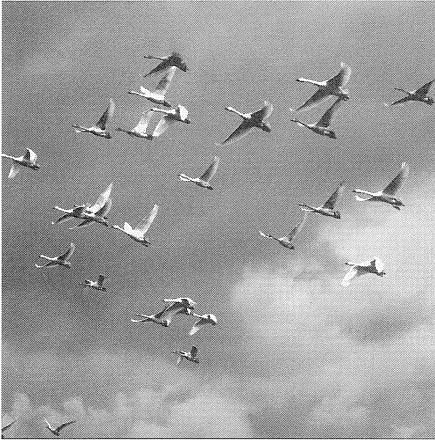


写真29 ^{くぐひ}白鶴 (白鳥 ハクチョウ)



写真30 ^{かり}鴻雁 (雁 カリ)



写真31 ^{たかべ}鳧 (小鴨 コガモ)



写真32 ^{かも}鴨 (マガモ)

(写真24～34 佐藤仁志氏 提供)

4. 『風土記』時代の交通

『出雲国風土記』には、出雲国内の道路の道程や駅家の所在地、橋の大きさなどの交通に関わる記事があります。これらのうち道路については『宍道町ふるさと文庫12 古代の道・現代の道』で詳しく述べられていますので詳細はそちらに譲って、ここでは古代山陰道さんいんどうと宍道駅、来待橋についてみてみたいと思います。

(1) 古代山陰道さんいんどうと駅

8世紀に完成する律令国家は、畿内きない（今の近畿地方）に都を置き、それ以外の地方には都（及び大宰府だざいふ）から伸びる七本の道路を設けました。この道路は、それぞれ「〇〇道」という名前を持っていました。すなわち、東山道とうさんどう・東海道とうかいどう・北陸道ほくりくどう・山陰道さんいんどう・山陽道さんようどう・南海道なんかいどう・西海道さいかいどうの七道です（図6）。出雲国にはこれらのうちの山陰道が通っていました。出雲国の山陰道は、東隣の伯耆国ほうぎ（今の鳥取県西部）から西隣の石見国いわみ（今の島根県石見地方）に抜ける「正西道まにしのみち」（真西の道）と、松江市で北に曲がり、日本海を越え隠岐国きたにまがれるみちに通じる「枉北道」（北に曲がる道）があり、これらのうちの前者「正西道」が、現在の玉湯町から宍道町を抜けて、斐川町に向かって走っていたのです（図7）。

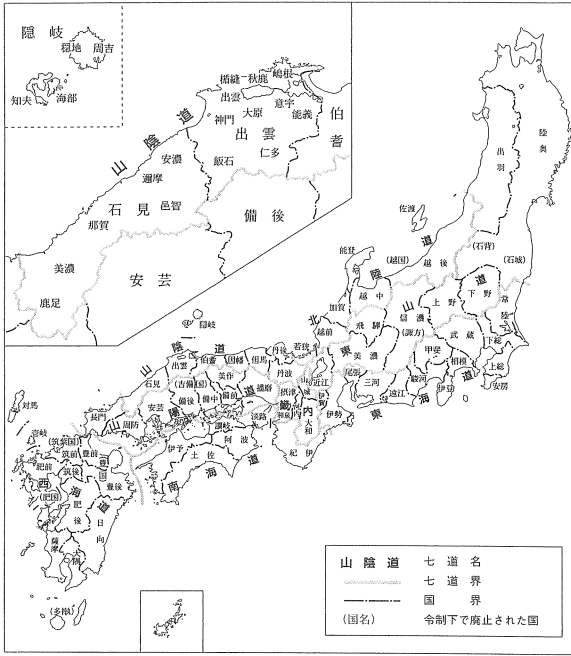
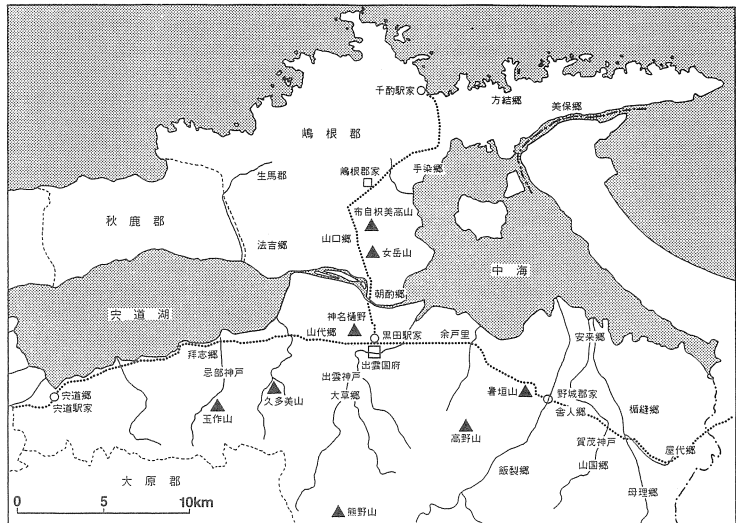


図6 五畿七道図
 (『図説 島根県の歴史』
 河出書房新社
 1997年より転載)

図7 出雲東部の
 古代山陰道
 (中村太一『出雲国
 風土記』の方位・里程
 記載と古代道路』
 『出雲古代史研究』
 2 1992年)より
 転載)



さて、この山陰道は、公用の使者が乗るための馬を備えた駅（駅家）と呼ばれる施設を備えていました。律令国家の基本法である『律令』には三十里（約16km）ごとにこの駅を置くこと、山陰道の駅には各々五匹の馬（駅馬）を置くことが定められています。

ここで『出雲国風土記』を見てみましょう。『風土記』の巻末には山陰道の道のり、駅の名称が記載されています。

「東の堺（伯耆国との堺）より去ること二十里百三十歩にして、野城のぎの駅のぎのに至る。また西に二十一里にして、黒田駅くろだのうまやに至る。すなわち別れて二道となる。ひとつは正西道、ひとつは隠岐道なり。（隠岐道の記載略）。また正西道は三十八里にして宍道駅に至る。また西に二十六里二百九十歩にして狭結駅さゆのうまやに至る。また西に十九里にして多伎駅たぎのうまやに至る。また西に十四里にして国の西の堺（石見国との堺）に至る。」

これによれば、黒田駅から西へ三十八里（20.312km）いった所に宍道駅があったことがわかります。先程掲げた『律令』の三十里に一駅よりやや距離が開いています。また、『出雲国風土記』より約200年後に編纂された『延喜式』えんぎしきという史料にも、この宍道駅（駅家）は記録されており、ここでは『律令』の規程どおり五匹の駅馬を持っていたことが確認できます。

では、古代の山陰道や駅は実際どのようなものであったのでしょうか。これらは以前、まったく実態が不明でありましたが、ここ十年ほどの

間に、日本各地で道や駅の遺跡が発掘されるようになりました。島根県でも松江市の松本古墳群の発掘調査で、古代の山陰道と思われる道路跡が見つかっています（写真33）。ここでは、谷を切り通し状に造成し、幅8～10mの道路が作られています。写真2は調査された道路跡のすぐ東側の部分ですが、ここでも幅10～12mの、一直線に東西に向かう地割が残っています。これも、山陰道の跡と考えられます。『風土記』のかかれた8世紀の駅路は、12m前後にも達する幅を持って、

最短距離を通して目的地につくように、直線的に作られているのです。そのためには、松江市で見つかった山陰道のように切り通しにするような大規模な土木工事も行われたようです。



写真33 松本古墳群の調査で見つかった古代山陰道
(写真提供 島根県教育委員会)



写真34 松江市乃白町の古代山陰道跡
(写真提供 島根県教育委員会)

写真35を見てください。これは、有名な吉野ヶ里遺跡^{よしのがり}付近を通る古代道の痕跡ですが、丘を切り通し谷を埋め、道路の跡が一直線に続く様子が見てとれると思います。ただし、玉湯町から宍道町にかけては宍道湖岸の平地は少なく山がちの地形です。『風土記』にも「ここ（松江市乃木の浜辺）より西、浜はあるいは峻^き嶮^がしく、あるいは平らにして、並びにこれ^{かよいじ}通道（山陰道）のとおる所なり」（P18参照）とあるように、山陰道は宍道湖岸を曲がりながら通っていたと考えられます。

一方の宍道駅家はどのようなものであったのでしょうか。駅家の場所は『風土記』の記載から宍道郷の西1里の地点にあったことがわかり、現在の大字佐々布字佐々布下^{さそう}近くにあったと推定されます（『宍道町ふるさと文庫12 古代の道・現代の道』参照）。その実態は明らかではありませんが、古い文献には、駅の建物として「寢殿^{しんでん}」（公用の使用者が宿泊する建物）・「屋^{おん}」（事務所）・「板倉^{いたくら}」（倉庫）・「駅楼^{えきろう}」（二階建ての建物）、まわりを囲む「築垣^{ついがき}」（土塀）や「鳥居^{とりい}」（簡単な門のこと）などの言葉もみえ、駅には少なくともこれらの施設があったことがうかがえます。そして、発掘によってその実態が明らかにな

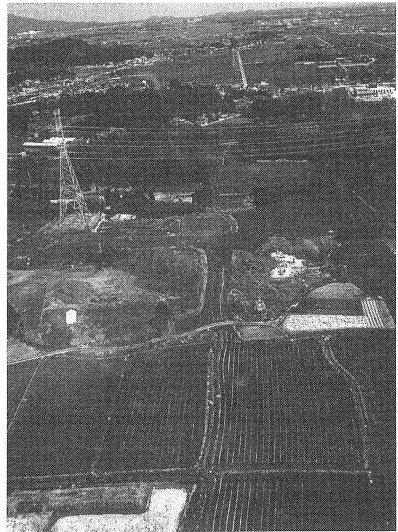


写真35 佐賀平野に残る古代道跡
（写真提供 佐賀県教育委員会）

った駅の遺跡として、兵庫県^{たつの}竜野市にある小犬丸遺跡^{こいぬまる}が挙げられます。

この小犬丸遺跡は、古代山陽道にあった布勢^{ふせのきまや}駅（駅家）の遺跡と考えられています。ここでは、山陽道に面して、ほぼ方向を東西南北に合わせた形で東西60m南北70mの築地^{ついで}と呼ばれる土塀で区画された中に、瓦葺^{かわらぶ}きの建物が10棟ほど並んでいたことがわかっており、それから推定復元を行ったものが図8になります。

以上のような古い文献の記載や発掘の成果から、一般的な駅家には周りを囲む土塀と門、その中に宿泊や宴会を行うための建物や事務所、倉庫などがあったと考えてよいと思われます。

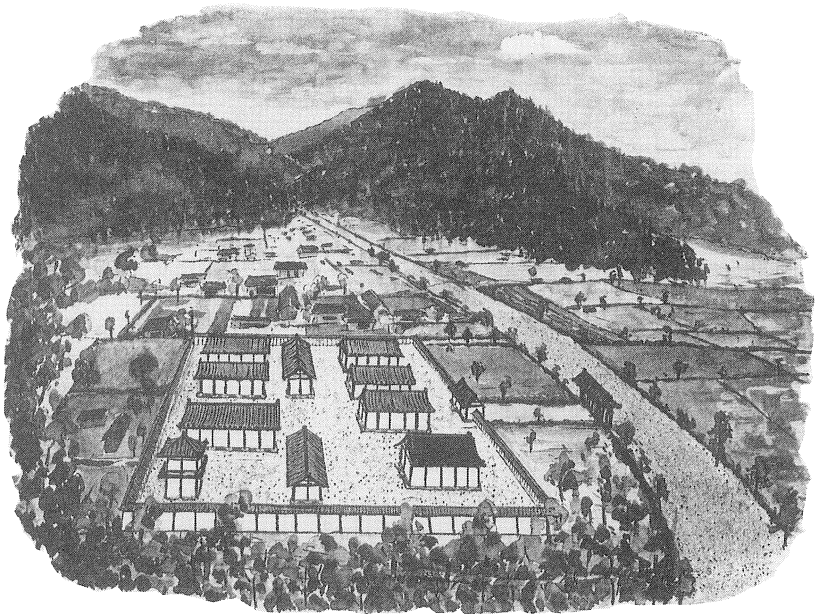


図8 布施駅家（小犬丸遺跡）復元図（竜野市教育委員会）

ただし、注意しなければならないのは図8のように瓦葺きで、かつ白壁しろかべに朱塗しゆぬりであったことがわかっているのは、七道の中でも中国や朝鮮半島の国の使者が通る山陽道だけです。山陰道の宍道駅ではその点は割り引いて考えなければなりません。

(2) 駅家郷の人々

宍道駅は今見てきたような駅の施設だけで成り立っていたわけではありません。そこには駅の施設を維持するためのそこに住む人々がいました。『出雲国風土記』の総紀には次のように書かれています。

「おう意宇郡 さといちじゅういち郷壹拾壹 さとさんじゅうさん里卅三 あまりべいち餘戸壹 うまやさん駅参 かんべさん神戸参 りろく里六」

すなわち、駅は郷や、神社に奉仕する人をまとめた神戸と同じように扱われる行政単位でもあったのです。この駅（駅家）を中心とした行政単位をうまやごう駅家郷（現在の大字佐々布に相当すると考えられる）と呼びます。

では、駅家郷に住む人々はどのような暮らしをしていたのでしょうか。『律令』によれば、駅の施設の管理のためにえきこ駅子とえきちょう駅長が置かれたとあります。そして、この駅子・駅長を出す駅戸が集まって駅家郷を構成していたと考えられています。駅子は、駅家の馬の管理や公用の使者を次の駅まで送ることなどが仕事で、代わりにちゆう庸（中央の労役のための税）とぞうよう雑徭（地方での労役）が免除されました。駅長はなかでも家の富んだものから選ばれ、終身その職につき、ちゆう調（特産物をたてまつる税）・庸・雑徭が免除されました。駅家郷ではこのように駅

家での仕事に応じて税の一部が免除されましたが、他にも一般の郷とは異なる性格を持っていました。例えば、駅戸に与えられる口分田^{くぶんでん}は駅家の周りにまとめて支給するよう特に指示されたり、駅家郷から逃亡した場合、普通の農民より厳しく搜索されたりします。駅家の倉には駅起稻^{えききとう}（天平11年〔739〕年からは正税の一部）という稻が置かれ、この稻が駅家郷の駅戸に貸し出され、その利息が駅家の施設の維持管理に使われました。また、駅長は中央から派遣された役人である国司に直属し、地方豪族である郡司^{ぐうじ}は駅の管理には基本的には関与していませんでした。駅家は緊急の使者が利用することもあるわけで、その駅を維持するための駅家郷の人々は強く駅に縛りつけられていました。

そして、駅家は駅家の場所は山陰道のコースによって人為的に決まるわけですから、駅家に付属する駅家郷自体も、中央政府の意図のもと人為的に作られた性格の強い集落であったのです。

(3) 宍道駅家と古代の宍道

さて、都に通じる直線的な古代山陰道が造られ、公用の使者のための駅・駅家郷が置かれたことは、古代の宍道町地域にとってどのような意味があったのでしょうか。山陰道や宍道駅家は『出雲国風土記』の作られた時代には存在したことが明らかですが、いつごろ造られたかという問題はまだ明らかではありません。ただし、おおむね7世紀の後半頃には山陰道や駅家の制度が整ったと考えられています。

この時代は、地方がそれぞれのクニを形成していた古墳時代の終わりに当たります。この時代のことを記した『日本書紀』を見ると、自分たちが住んでいるクニから出て他のクニを旅行する時、旅の途中での病死や炊飯道具の貸し借りをめぐって、地元の人々にお祓費用を要求されることがあったことが記されています。また、そのクニに入るに当たってクニの神様に礼拝することや、儀式を行うことが要求されたことも知られています。つまり、クニはそれぞれ閉鎖性を持っていました。

これに対し、都と地方を直線的につなぎ、都からの使者が往来する古代道や、中央の役人である国司に直属し、人為的に作られた集落である駅家郷を持つ駅の制度は、クニの閉鎖性を打ち破る存在であったことは疑いありません。山陰道と宍道の駅家は、古代における宍道町地域を、交通の要衝とただけでなく、その社会全体を変えていったと考えられます。

(4) 来待橋

次に、奈良時代の交通を考える上で山陰道・宍道駅家と並んで重要である、来待橋についてみて見ましょう。『出雲国風土記』巻末には次のように記されています。

「まにのみち正西道はちまた玉作の街より西に九里にして来待橋に至る。長さ八丈、広さ一丈三尺。」

これによれば、正西道（前節で述べた山陰道）玉作の街（現玉湯町

湯町) から約4.8km西にいったところに、長さ約24m、幅約4mの来待橋があったことがわかります。風土記には来待川の名前もみえますから、この来待橋は、来待川にかかる橋であったと考えてよいでしょう。この橋はどのような橋であったのでしょうか。もちろん、奈良時代の来待橋は今に残っていませんが、近年、島根県でも橋にかかわる二つの遺跡が発掘されていますから、それらをまず見てみましょう。

風土記時代の来待橋を考える上では、まず松江市西川津町にある原はらの前遺跡まえから出土した、平安時代後半(11~12世紀頃)の橋脚きょうきゃくが参考になります。この橋脚はひのき製で、長さ4m38cm、直径25cmにも



なる大きなもので、先端は尖がらせてあります。その先端から1.8mの部分まではよく残っているのに対し、その先は腐食しているので、よく残っている部分までが川底に打ち込んであったものと考えられます(写真36)。この橋脚も、洪水で上流から流されてきて、原の前遺跡に埋まったので、もとの橋の構造ははっきりわかりませんが、この橋脚の上に横材や板をおいて橋にしたものでしょう。

写真36 原の前遺跡で見つかった橋脚
(写真提供 島根県教育委員会)

もう一つの橋は、出雲市姫原町ひめばらちょう

ひめばらにし
 姫原西遺跡で発見されたものです（写真37）。これは橋というより木道状のもので、2本見つかっており、それぞれ長さ17m（1号橋）、14m（2号橋）で、幅は1m程です。この橋は幅15cmほどの角材を川に打ち込んでそこに川と平行の枕木を渡し、その枕木に川に直行する形で、長さ2m程度の薄い板材を敷きつめたものです。作られた時代も弥生時代の後半から古墳時代の始めにかけてで、原の前遺跡のものとは違っています。

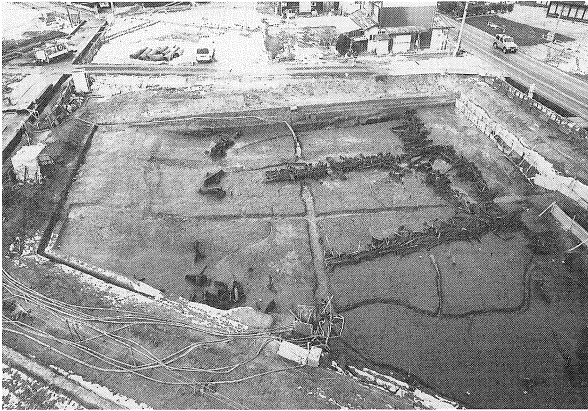


写真37 姫原西遺跡の木道状遺構（写真提供 島根県教育委員会）

この二つの橋は、作られた時代、架けられた川の規模も違いますが、橋自体の構造が大きく異なっています。前者は川の水面よりかなり高いところに橋を渡していますが、後者は水面すれすれを通るいわば木道で、川の増水などによっては簡単に使えなくなってしまったでしょう。一方、前者は大きな材木が必要です。原の前遺跡の橋脚には、打

ち込むために尖らせた部分には縄をかけて引きずるための^{えぐり}掬りがあります。このことは、伐採場所で加工され、地上を引きずって運ばれたことを示しています。

来待橋がかかっていた山陰道は、先に述べたように地域地域のまとまりを壊して都と地方をつなげるための道路でした。『律令』の中には道路と並んで律（渡し舟）・橋は、郡を単位にして雑徭を使って九月から十月までの間に修理しなさいという規定があり、国家の事業として山陰道の橋の修繕も行われた可能性があります。来待川に大きな橋が架かったことも、律令国家による交通の掌握の重要性を考えると理解しやすいのではないのでしょうか。このように考えると、来待橋は、原の前遺跡の橋と類似点が多いようです。

以上、風土記時代の交通について『出雲国風土記』にみえる山陰道・駅・来待橋を題材に概観してきました。この3つのいずれにもみえる特徴として、律令国家の関与を挙げることができると思います。もちろん、『出雲国風土記』自体が国家の命令によって編纂された書物であるということはありませんが、交通を掌握することが国家にとって、特に重要であったことがわかります。そして、国家による交通の掌握は、それに関わる人々の社会を大きく変革させていったのです。

著 者 紹 介

- 西尾 克己 (島根県教育庁文化財課 1章)
稲田 信 (宍道町教育委員会 1章)
錦田 剛志 (島根県埋蔵文化財調査センター 2章)
木下 誠 (宍道町教育委員会 2章)
丹羽野 裕 (島根県埋蔵文化財調査センター 3章)
深田 浩 (島根県埋蔵文化財調査センター 3章、イラスト)
平石 充 (島根県埋蔵文化財調査センター 4章)

- 表 紙 宍道湖対岸(平田市小境町)よりみた宍道町
『出雲国風土記』日御碕神社本
(島根県教育委員会提供)
- 見返し 『出雲国風土記』日御碕神社本宍道郷条
(島根県教育委員会提供)
- 『出雲国風土記』日御碕神社本拝志郷条
(島根県教育委員会提供)

宍道町ふるさと文庫13

出雲国風土記にみる宍道町

平成10年3月25日印刷・発行

編 集 宍道町教育委員会

発 行 宍道町教育委員会
八束郡宍道町大字昭和1番地

印 刷 柏木印刷株式会社
松江市国屋町452-2

之回^リ回^リ坐^シ時^ニ未^キ坐^シ此^ノ處^ニ而^{シテ}詔^ス是^ノ土^ノ者^ハ不^レ止^ム欲^シ見^ル詔
故^ニ云^フ山^ノ國^ニ池^ニ即^チ有^ル正^倉

飯^梨鄉^郡家^東南^廿二^里大^國魂^命天^降坐^時當^リ

此^ノ處^ニ而^{シテ}御^膳食^給故^ニ云^フ飯^成神^龜三^年
改^字飯^梨

舍^人鄉^郡家^正東^廿六^里志^貴鴻^宮御^宇天^皇御

世^倉舍^人君^ホ之^祖日^直臣^志毗^大舍^人供^奉之

即^チ是^レ志^毗之^西居^故云^フ舍^人即^チ有^ル正^倉

大^草鄉^郡家^南西^二里^一百^廿步^須依^乎命^御子

青^幡依^久依^日古^命坐^故云^フ大^草

山^代鄉^郡家^西小^三里^一百^廿步^所造^天下^大神

大^元特^命御^子山^代日^子命^坐故^ニ云^フ山^代也^即有^ル

正^倉

拜^志鄉^郡家^正西^廿一^里二^百一^十步^所造^天下

大^神命^將乎^越八^口為^而幸^時此^處樹^林茂^盛命

時^詔吾^御心^之波^夜志^詔故^ニ云^フ林^神龜^三年^即有^ル

正^倉



『出雲国風土記』日御碕神社本

宍道町教育委員会

